

昭和二十六年政令第二百五号

特別調達資金設置令
内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令
に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基
き、この政令を制定する。

（設置）

第一条 政府がアメリカ合衆国政府又は日本国に
おける国際連合の軍隊の地位に関する協定に基
き本邦の領域内にある国際連合の軍隊（以下
「国際連合の軍隊」という。）の派遣国の政府と
の間に締結する物及び役務の提供に関する契約
に基づき日本国とアメリカ合衆国との間の相互協
力及び安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合
衆国軍隊、日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及
び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定第十五条第一項（²）に規定する
諸機関若しくは日本国とアメリカ合衆国との間
の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国政府
の責務を本邦において遂行する同国政府の職員
又は国際連合の軍隊の需要に応じ行う物及び役
務の調達（以下「調達」という。）を円滑に処
理するため、特別調達資金（以下「資金」とい
う。）を設置する。

（管理及び運営）

第二条 資金は、防衛大臣が法令の定めるところ
に従い、管理し、及び運営する。
(資金)

第三条 政府は、予算の定めるところにより、七
十五億円を限り、一般会計から資金に繰り入れ
るものとする。

2 第一条に規定する契約に基きアメリカ合衆国
政府又は国際連合の軍隊の派遣国の政府から受
け入れる受入金及び資金の運営に伴うその他の
受入金で政令で定めるもの（以下「受入金」と
総称する。）は、資金に受け入れるものとする。
(資金補足のための一時借入金及び国庫余裕金
の繰替使用)

第三条の二 資金に不足があるときは、一般会計
の負担において九十億円を限り、一時借入金を
し、又は国庫余裕金を繰替使用して、一時これ
を補足することができる。
2 前項の規定による一時借入金又は繰替使用金
は、当該年度内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金の借入及び償
還に関する事務は、財務大臣が行う。
(資金の運営)
第四条 資金は、第六条第二項の規定により一般
会計に繰り入れる場合を除く外、調達に要する

経費及び過誤による受入金の還付金の支払資金
として使用するものとする。

（事務の委任）

第六条 防衛大臣は、政令で定めるところによ
り、資金の運営に関する事務を部下の職員に取
り扱わせることができる。

（一般会計への繰入）

第六条 調達に関する事務の取扱いを要する経費
は、一般会計の支弁とする。

（前項に規定する経費の財源及び第三条第二項
に規定する受入金のうち財務大臣の指定するも
のに相当する金額は、資金から一般会計に繰り
入れるものとする。）

（会計法に対する特例）

第七条 第一条に規定する契約に基き調達に関す
る契約を締結する場合において特別の必要があ
ることには、政令をもつて会計法（昭和二十二
年法律第三十五号）の規定に対し、特例を設け
ることができる。

（資金の運営に関する事務を行う職員の責任）

第八条 この政令の規定により資金の運営に関す
る事務を行う職員の責任については、当該職員
を予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二
十五年法律第百七十二号）に規定する予算執行
職員とみなし、資金の運営に関する行為（会計
法第四十一条第一項の規定による弁償責任の対
象となる行為を除く。）を同法に規定する支出
等の行為とみなして、同法を適用する。

（政令委任）

第九条 この政令に定めるものの外、資金の運営
に関し必要な事項は、別に政令で定める。

（附則抄）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三七年五月一五日法律第一
〇二号）抄

2 前項に規定する経費の財源及び第三条第二項
に規定する受入金のうち財務大臣の指定するも
のに相当する金額は、資金から一般会計に繰り
入れるものとする。

（施行期日）

第七条 第一条に規定する契約に基き調達に関す
るときには、政令をもつて会計法（昭和二十二
年法律第三十五号）の規定に対し、特例を設け
ることには、政令をもつて会計法（昭和二十二
年法律第三十五号）の規定に対し、特例を設け
ることができる。

（資金の運営に関する事務を行う職員の責任）

第八条 この政令の規定により資金の運営に関す
る事務を行う職員の責任については、当該職員
を予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二
十五年法律第百七十二号）に規定する予算執行
職員とみなし、資金の運営に関する行為（会計
法第四十一条第一項の規定による弁償責任の対
象となる行為を除く。）を同法に規定する支出
等の行為とみなして、同法を適用する。

（政令委任）

第九条 この政令に定めるものの外、資金の運営
に関し必要な事項は、別に政令で定める。

（附則抄）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三七年五月一五日法律第一
〇二号）抄

2 前項に規定する経費の財源及び第三条第二項
に規定する受入金のうち財務大臣の指定するも
のに相当する金額は、資金から一般会計に繰り
入れるものとする。

（施行期日）

第七条 第一条に規定する契約に基き調達に関す
るときには、政令をもつて会計法（昭和二十二
年法律第三十五号）の規定に対し、特例を設け
ることには、政令をもつて会計法（昭和二十二
年法律第三十五号）の規定に対し、特例を設け
ることができる。

（資金の運営に関する事務を行う職員の責任）

第八条 この政令の規定により資金の運営に関す
る事務を行う職員の責任については、当該職員
を予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二
十五年法律第百七十二号）に規定する予算執行
職員とみなし、資金の運営に関する行為（会計
法第四十一条第一項の規定による弁償責任の対
象となる行為を除く。）を同法に規定する支出
等の行為とみなして、同法を適用する。

（政令委任）

第九条 この政令に定めるものの外、資金の運営
に関し必要な事項は、別に政令で定める。

（附則抄）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三七年五月一五日法律第一
〇二号）抄

2 前項に規定する経費の財源及び第三条第二項
に規定する受入金のうち財務大臣の指定するも
のに相当する金額は、資金から一般会計に繰り
入れるものとする。

（施行期日）

改正の部分は、日本国とアメリカ合衆国との間
の相互協力及び安全保障条約第六
条に基づく施設及び区域並びに日本国における
合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項
（²）に規定する諸機関若しくは日本国とアメリ
カ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくア
メリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行す
る同国政府の職員又は国際連合の軍隊の需要に
応じて行う物及び役務の調達に要する経費並び
に過誤による受入金の還付金の資金からの支払
資金の交付、資金に属する現金の支払の原因と
なる契約その他の行為並びに資金に属する現金
の出納に関する事務については、施行日から起
算して二年を超えない範囲内において政令で定
める日までの間政令で定めるところにより、都
道府県の知事又は知事の指定する職員が行う
こととすることができる。

（施行期日）

附則（昭和三七年五月一五日法律第一
〇二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこ
えない範囲内において、各規定につき、政令で
定める日から施行する。

（附則抄）

合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六
条に基づく施設及び区域並びに日本国における
合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項
（²）に規定する諸機関若しくは日本国とアメリ
カ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくア
メリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行す
る同国政府の職員又は国際連合の軍隊の需要に
応じて行う物及び役務の調達に要する経費並び
に過誤による受入金の還付金の資金からの支払
資金の交付、資金に属する現金の支払の原因と
なる契約その他の行為並びに資金に属する現金
の出納に関する事務については、施行日から起
算して二年を超えない範囲内において政令で定
める日までの間政令で定めるところにより、都
道府県の知事又は知事の指定する職員が行う
こととすることができる。

（施行期日）

附則（昭和三七年五月一五日法律第一
〇二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこ
えない範囲内において、各規定につき、政令で
定める日から施行する。

（附則抄）

十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一八年一二月二一日法律第
一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則（平成一九年六月八日法律第八〇
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。